

食品ロス削減に関する行動指針

平成30年11月

水戸市

目 次

第1章 行動指針策定の趣旨 ······ ······ ······ ······ ······ ······ ······	1
1 行動指針策定の経緯 ······ ······ ······ ······ ······ ······ ······	1
2 行動指針の位置付け ······ ······ ······ ······ ······ ······ ······	2
3 行動指針期間 ······ ······ ······ ······ ······ ······ ······	2
第2章 食品ロスの現状 ······ ······ ······ ······ ······ ······ ······	3
1 国の状況 ······ ······ ······ ······ ······ ······ ······	3
2 県の状況 ······ ······ ······ ······ ······ ······ ······	5
3 本市の状況 ······ ······ ······ ······ ······ ······ ······	6
第3章 行動指針の基本的な考え方 ······ ······ ······ ······ ······ ······	7
1 目指す姿 ······ ······ ······ ······ ······ ······ ······	7
2 基本方針 ······ ······ ······ ······ ······ ······ ······	8
3 行動指針目標 ······ ······ ······ ······ ······ ······ ······	9
第4章 施策の展開 ······ ······ ······ ······ ······ ······ ······	10
1 具体的施策と主な取組 ······ ······ ······ ······ ······ ······	10
第5章 行動指針の推進体制等 ······ ······ ······ ······ ······ ······	16
1 推進体制 ······ ······ ······ ······ ······ ······ ······	16
2 取組状況の点検・評価 ······ ······ ······ ······ ······ ······	16

第1章 行動指針策定の趣旨

1 行動指針策定の経緯

食べ残し、過剰除去、消費・賞味期限切れ等により、本来食べることができるにもかかわらず廃棄されている食品、いわゆる「食品ロス」は、食品メーカーや卸・小売店、飲食店、家庭など、食に関わる様々な場面で発生しています。

食品ロスの削減により、環境負荷の低減や最終処分場の延命化、処理費用の削減等の効果が期待されることから、国においては、2013年度から国民運動（NO-FOODLOSS PROJECT）を展開し、家庭と飲食店における食品ロスの削減に積極的に取り組んでいるところです。

また、2016年8月には、「おいしい食べ物を適量で残さず食べきる運動」を推進し、食品ロスを削減することを目的として、全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会（以下「協議会」という。2018年9月19日現在、全都道府県と316市町村から構成）が設立され、自治体間の情報ネットワークを活用しながら、食べきり運動の普及等の取組が進められています。

本市では、消費者市民社会の構築を目指す、「健全で豊かな消費生活都市」を宣言した自治体として、「広報みと」や「みと消費者市民大学」など、様々な機会を捉えて家庭での食品ロスの削減方法について広く周知するとともに、2017年12月には協議会に入り、食品ロス削減に関する取組や成果の情報共有を行ってまいりました。また、2018年4月1日に、外食時や家庭での食品ロスの削減に向けて全庁的な取組を推進するため、水戸市食品ロス削減連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置しました。

2014年10月に策定した水戸市ごみ処理基本計画（第3次）においては、市民1人1日当たりのごみ排出量について、2000年度実績値1,379グラムを、2023年度までに1,032グラム以下とする目標を設定しました。

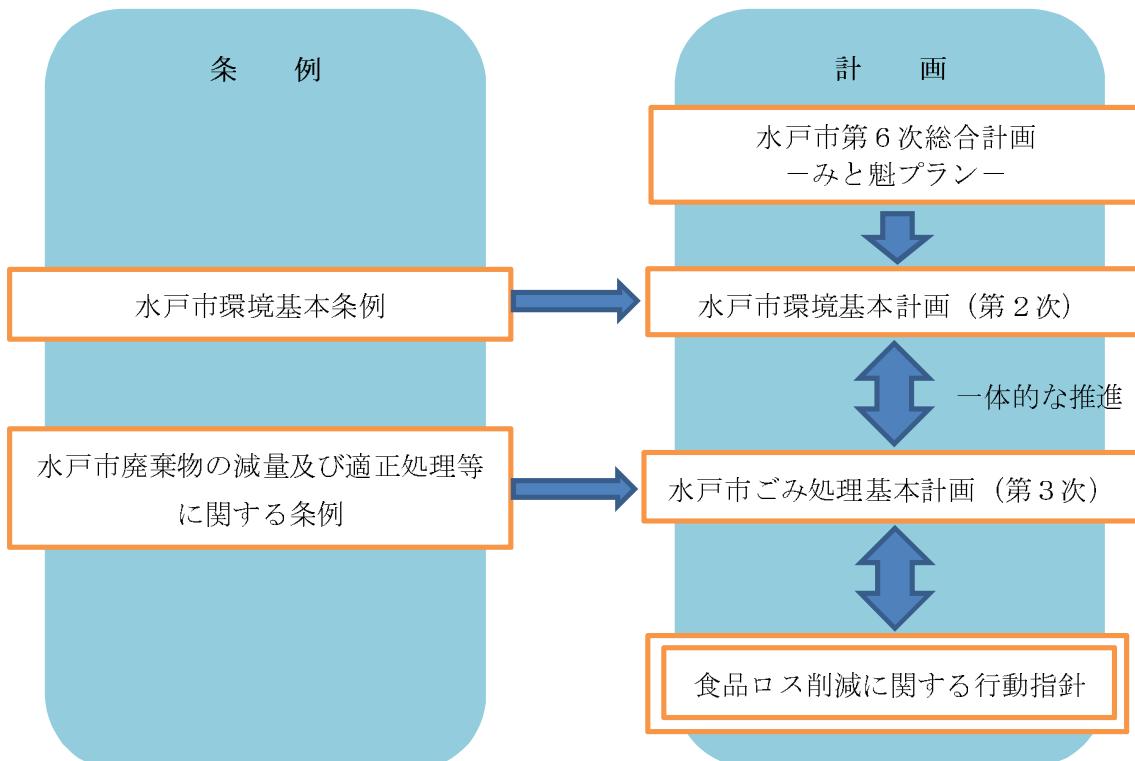
この目標数値を達成するためにも、市民や事業者が、身近に発生している食品ロスを意識し、削減していくことが重要となります。

のことから、本市・市民・事業者との協働により、食品ロスの効果的な削減を図るため、食品ロス削減に関する行動指針を策定するものです。

2 行動指針の位置付け

「水戸市ごみ処理基本計画（第3次）」との整合を図りながら、食品ロス削減に向けた具体的な施策を位置付けた行動指針を定めます。

[計画の体系図]



3 行動指針期間

2018年度を食品ロス削減元年と位置付け、水戸市ごみ処理基本計画（第3次）との整合を図り、本指針の期間を2023年度までの6か年とします。

なお、社会・経済情勢の大きな変化や国及び県における方針の変更など、行動指針の前提となる諸条件に大きな変動があった場合には、適宜見直しを行うものとします。

第2章 食品ロスの現状

1 国の状況

国によると、2015年度に国内で発生した食品ロスは約646万トンと推計されており、この量は、2015年国連WFP(※1)による世界全体の食糧援助量の約2倍と言われ、国民1人1日当たりに換算すると約139グラム、茶碗約1杯分のご飯の量に相当します。

このような食品ロスの発生により、環境負荷の増大や経済的損失などの問題が生じることから、国民と事業者、双方における食品ロス削減を目指すため、関係5省庁（消費者庁、文部科学省、農林水産省、経済産業省及び環境省）が連携し、食品ロス削減国民運動(NO-FOODLOSS PROJECT)を展開しています。

また、2015年9月に国際連合総会で「持続可能な開発のための2030アジェンダ(※2)」が採択されたことを踏まえ、G7新潟農相会合(※3)等で食品ロスが重要な課題として位置付けられるなど、関心が高まっています。

※1 国連WFP・・・国際連合世界食糧計画 (United Nations World Food Programme) , 飢餓のない世界を目指して活動する国際連合の食糧支援機関

※2 持続可能な開発のための2030アジェンダ・・・先進国を含む国際社会全体の持続可能な開発目標として、2030年を期限とする包括的な17のゴール（目標）と169のターゲット（下位目標）を設定したもの。ターゲットの一つに、2030年までに小売・消費レベルにおける世界全体の1人当たりの食品廃棄物を半減させ、収穫後損失などの生産・サプライチェーンにおける食品の損失を減少させることが掲げられています。

※3 G7新潟農相会合・・・G7メンバー国（日、米、英、仏、独、伊、加、EU）やその他国際機関等が、世界の食料安全保障の強化に向け、農業者の高齢化、食料需要の増加等の農業を取り巻く新たな課題に対処するために必要な政策や取組について議論を行いました。

図1 食品ロスの現状

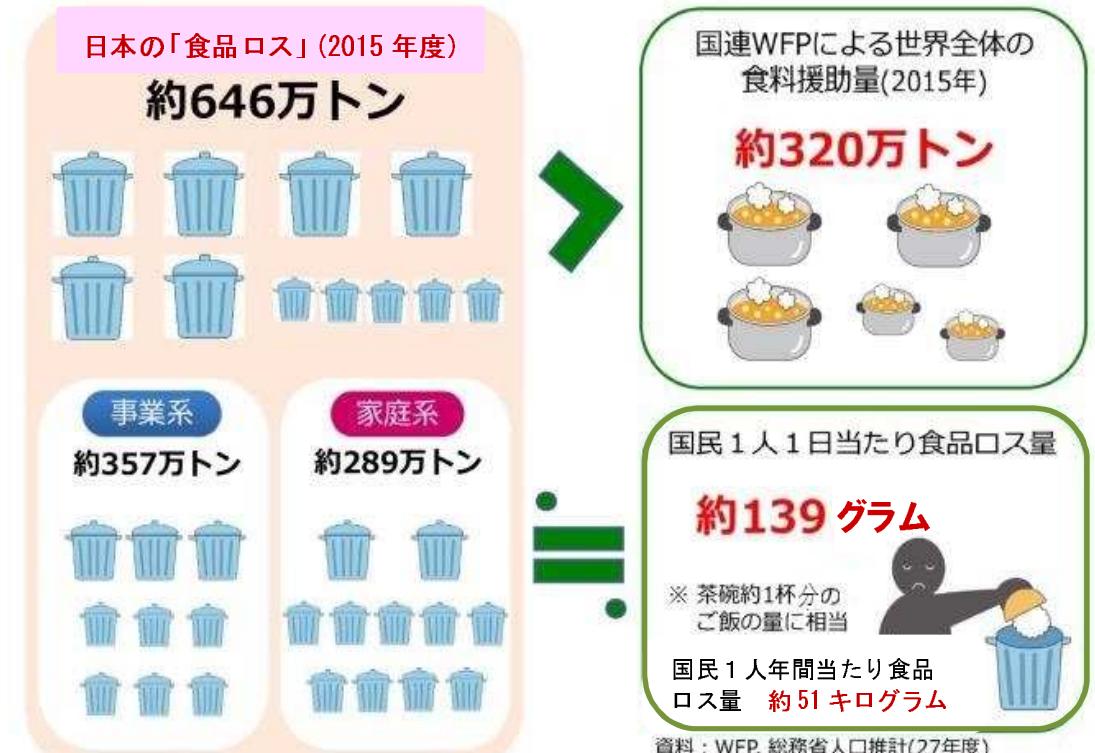


表1 食品廃棄物等(※)・食品ロスの推計結果の推移

	食品廃棄物等		
	うち食品ロス		
	国民1人年間当たりの 食品ロス量		
2012年度	2,801万トン	642万トン	50キログラム
2013年度	2,797万トン	632万トン	50キログラム
2014年度	2,775万トン	621万トン	49キログラム
2015年度	2,842万トン	646万トン	51キログラム

(参考) 環境省

※ 食品廃棄物等・・・食品が食用に供されず、又は食用に供された後に廃棄されたもの及び食品の製造、加工又は調理の過程において副次的に得られた物品のうち食用に供することができないもの

2 県の状況

茨城県は、全国と比較し、一般廃棄物の排出量が高い水準にあり、持続可能な循環型社会の形成に向けた廃棄物処理の取組をさらに推進していくため、2016年3月に第4次茨城県廃棄物処理計画(※1)を策定しました。

この計画をもとに、2018年度から、一般廃棄物の排出抑制と食品資源の有効利用を推進するため、外食産業等における食品ロス削減の取組を促進するとともに、県民の食品ロス削減に関する意識の向上を図ることを目的として、新たに「いばらき食べきり協力店登録制度(※2)」を創設し、推進しています。

※1 第4次茨城県廃棄物処理計画・・・廃棄物の処理及び清掃に関する法律第5条の5
第1項の規定に基づき、国の基本方針に即して策定する、県における廃棄物の減量その他その適正な処理に関する計画

※2 いばらき食べきり協力店登録制度・・・県内で営業している飲食店、宿泊施設等が食べきりの促進に関する取組を1つ以上実践していれば、協力店として登録する制度。協力店から県民に広く食べきりを呼びかけることにより、食品ロスの削減を目指すものです。

3 本市の状況

本市における食品ロスの発生状況については、ごみの品目の重量比を求める組成調査など、食品ロスに関する調査が未実施であるため、その実態を把握できていないのが現状です。

国では、国民1人当たりの食品ロス量が1日約139グラムと推定されており、そこから国民1人1日当たりのごみ排出量に占める食品ロス量の割合（以下「食品ロス率」という。）を算出すると、14.80パーセントとなります。

この食品ロス率を用いて、本市の1人1日当たりの食品ロス量を試算すると184グラムになります。そして、1人年間当たりの食品ロス量は67キログラムにもなります。このように、本市においても、多くの食品ロスが発生していると考えられます。

のことから、各種メディアによる広報活動や環境教育、イベントを通した啓発活動等を積極的に展開することにより、更なる市民意識の醸成を図り、市民・事業者・行政が相互理解のもと、関係団体等の協力を得ながら、食品ロス削減に向けて取り組む必要があります。

表2 2015年度の本市の一般廃棄物処理事業実態調査(※)結果と食品ロス量推計値

実態調査結果		推計値	
ごみ総排出量	市民1人1日当たりのごみ排出量	市民1人1日当たりの食品ロス量	市民1人年間当たりの食品ロス量
124,145トン	1,243グラム	184グラム	67キログラム

※ 一般廃棄物処理事業実態調査・・・一般廃棄物行政の推進に関する基礎資料を得ることを目的として、全国の市町村及び特別地方公共団体(1,741市町村及び577一部事務組合)を対象に環境省が行う調査

第3章 行動指針の基本的な考え方

1 目指す姿

本市は、市民や事業者とともに、「もったいない」を意識し、食品ロス削減に向けた各種取組を進めるとともに、それぞれの主体が持つネットワークを最大限に活用しながら、意見交換・情報共有を行い、食品ロス削減を積極的に推進します。

そのための基本的な考えとなる、本指針の目指す姿を次のように定めます。

食を大切にする豊かな心を育むまち・水戸

～「もったいない」をもっと身边に～

2 基本方針

食品ロスの計画的な削減に向け、次のとおり2つの基本方針を定め、各種施策を展開します。

■基本方針I

啓発活動・教育による意識改革

食品ロス削減を意識したライフスタイルの定着を図るため、啓発活動及び教育による意識改革に取り組みます。

1 市民及び事業者の食品ロス削減意識の醸成

2 食品ロスを正しく学ぶ機会の充実

■基本方針II

食品ロスの発生を抑える環境づくり

計画的な食品ロス削減のため、関係団体等と協力しながら、食品ロスの発生を抑える環境づくりに取り組みます。

1 食べきり運動の推進

2 未利用食品の有効活用

3 食材を無駄なく使いきる環境づくり

3 行動指針目標

計画的な食品ロス削減に向け、市民一人一人が「もったいない」を意識し、食を大切にする環境づくりを目指すため、次の3つの目標指標を設定します。

目標指標①

1人1日当たりの食品ロス量 184 グラムを 2023 年度までに 120 グラム以下とします。

目標指標②

食べきり運動協力店数を、2023 年度までに 300 店以上とします。

※ 食べきり運動協力店・・・食べ残し等の削減に取り組む飲食店や宿泊施設、食品販売店等からの申請に基づき、市が登録した事業所

目標指標③

企業や大学等と連携し、市内にある食品受け取り箱「きずな B O X」を 2023 年度までに合計 63 か所とします。

※ きずな B O X ・・・未利用食品を必要としている人や施設等に提供するため、誰でも寄付することができる常設型の食品受け取り箱。平成 30 年 11 月 20 日現在、きずな B O X は市内 13 か所に設置されています。

第4章 施策の展開

1 具体的施策と主な取組

基本方針 I

啓発活動・教育による意識改革

1 市民及び事業者の食品ロス削減意識の醸成

食品ロスの削減には、ごみを出す市民一人一人や事業者の理解と協力、さらには自主的行動が必要となります。そのため、本市は、市民や事業者に分かりやすい情報提供を行い、食品ロス削減の意識の醸成を図ります。

また、食品ロス発生要因の分析及び他自治体の取組状況を踏まえ、啓発内容や媒体を隨時見直し、積極的な情報提供を図ります。

【主な取組】

新は新規事業

項目	内容	事業主体
街頭における啓発	・「ごみゼロの日（5月30日）」の「ごみゼロキャンペーン」において、街頭で啓発品の配布を行い、食品ロス削減の呼び掛けを実施します。	ごみ対策課
各種イベントにおける啓発	・「水戸市環境フェア」や「水戸まちなかフェスティバル」をはじめ、各種イベントにおいて食品ロス削減PRブースを設置するなど、啓発活動を行います。 ・市が主催するイベントなどにおいて、出展団体に対し、食品ロス削減の呼び掛けを実施します。	関係各課
情報紙等の紙面による広報	・情報紙「ごみマガ！」の定期的な発行や、「広報みと」特集記事への掲載などにより情報発信を行います。 ※「ごみマガ！」…ごみの減量を目的として、ごみに関する様々な情報を定期的に発信する情報紙	ごみ対策課
市ホームページ、SNS及び各種メディアによる広報	・市ホームページやツイッター等のSNSで分かりやすい情報発信に努めます。また、ラジオやテレビ等のメディア媒体も活用し、積極的な広報活動を行います。	ごみ対策課

自治体間の連携による啓発（全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会など）	<ul style="list-style-type: none"> ・食品ロス削減に関する優良事例の情報収集を行います。また、農林水産省、環境省で作成した食品ロス削減に関するポスター等を活用し、効果的な啓発活動を行います。 	ごみ対策課
新 企業や大学等との連携による啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・企業や大学等との連携により啓発チラシを配布するほか、情報共有や意見交換の機会の創出を図り、食品ロス削減事業を推進します。 	ごみ対策課

2 食品ロスを正しく学ぶ機会の充実

食品ロスを減らすことは、持続可能な循環型社会・消費者市民社会の構築及び食を大切にする豊かな心の育成に重要な取組であることから、食や食品ロス削減に関する正しい知識を習得し、実践していく必要があります。

食の生産から消費までの食の循環の理解度を深め、「もったいない」意識の醸成を図るため、食品ロスを学ぶ機会の充実を推進します。

【主な取組】

項目	内容	事業主体
消費者教育の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・消費生活センターにおいて行う出前講座やパンフレットの配布等の啓発活動により、食品ロスについて正しく学び、削減のための取組について自ら考える機会を提供します。 	市民生活課
出前講座の開催	<ul style="list-style-type: none"> ・市職員が講師となり、集会や会合に出向き、食品ロス削減に関する講座を開講します。 	ごみ対策課 生涯学習課
講演会の開催	<ul style="list-style-type: none"> ・外部講師を招き、食品ロスについて学び、考える場を提供します。 	ごみ対策課
学校における食育	<ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒が意欲的に食べ残しを減らせるよう、各学校の実態に合わせた取組を行います。 ・地域と連携した農作物の栽培・収穫体験や社会科・家庭科等の授業を通して、児童生徒の食への関心や感謝の心を育みます。 ・学校給食及び各家庭における食品ロス削減のため、毎月発行している「給食だより」等を通して、保護者の食品ロスに関する意識の向上を図ります。 	学校保健給食課 総合教育研究所

基本方針Ⅱ

食品ロスの発生を抑える環境づくり

1 食べきり運動の推進

食品ロス削減に向け、実践的な運動が全国的に考案されています。本市においても、様々な機会を捉え、各種運動を推進していくことで、食品ロスの発生を抑制します。

【主な取組】

新は新規事業

項目	内容	事業主体
宴会等及び家庭の 30・10(さんまる・いちま る)運動の推進	<ul style="list-style-type: none">・宴会時等の30・10(さんまる・いちまる)運動とは、宴会・会食時の乾杯後30分間・終了前10分間は料理を楽しむ時間として呼びかけ、食べ残しを減らす運動のことです。忘年会や新年会、暑気払いなど、宴会等が多くなる時期に合わせ、30・10運動のPRを強化します。・本市で取り組んでいる「水戸の地酒で乾杯」推進事業において、乾杯の挨拶の中で本運動を呼び掛けていただくことにより、食品ロス削減を図ります。・家庭の30・10運動とは、毎月30日、10日に冷蔵庫を空にする運動のことです。サルベージ料理(※)などのアイディアも併せてPRしていきます。	ごみ対策課 観光課 (関係各課)
新 3・10(みと)チェック 運動の推進	<ul style="list-style-type: none">・3・10(みと)チェック運動とは、3つの10秒チェックを行うことで、家庭における食品ロスを減らす運動のことです。3つの10秒チェックとは①買い物に行く前に、冷蔵庫にある食材を10秒チェック②レジを通す前に、食材を買いすぎていないか10秒チェック③食材を捨てる前に、他に使い道がないか10秒チェックすることです。・各種イベントやSNS等の活用により本運動を積極的に周知し、市民の実生活に広く浸透していくよう推進します。	ごみ対策課

新 協力店登録事業による 食べきり運動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・小盛りサイズメニューの提供や食べ残し料理の持ち帰り、消費期限・賞味期限が迫った商品の値下げなど、食べきり運動に取り組む飲食店や宿泊施設、食品販売店等を「食べきり運動協力店」として登録します。また、2020年の中核市移行に伴って開設される保健所との連携により、食べ残し料理の持ち帰りなどに関する相談対応を図ります。 ・協力店の取組を市ホームページなどで紹介し、環境に配慮する店として広くアピールすることで、協力店を増やし、食べきり運動を推進していきます。 	ごみ対策課 保健所準備課
---------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------

※ サルベージ料理・・・家庭にある余った食材や賞味期限間近の商品を活用し、新たなメニューとして使いきるための料理

2 未利用食品の有効活用

未利用食品とは、規格外の農作物や、生産・流通段階における食品包装の印字ミス、外箱の変形など、食品衛生上の問題はないが通常の販売が困難な食品のことです。また、小売・消費段階においては、消費期限・賞味期限が過ぎておらず、破損等もない、まだ十分に食べることができる手つかずの食品、例えば、買いすぎてしまった食品や備蓄品を指します。

本市では、備蓄している賞味期限直前の非常食を防災訓練時に配布することで、非常食の体験とともに、未利用食品の有効活用に役立てています。また、本市の社会福祉協議会では、寄付された未利用食品を必要とする方に配布する活動を行っていることを踏まえ、本市においても、フードバンク(※1)や子ども食堂(※2)など、未利用食品を必要としている団体の活動に対し、広報等の支援を行い、それらの活動に対する市民・事業者の理解を促進します。

※1 フードバンク・・・生産・消費等の過程で発生する未利用食品について、食品企業や家庭等からの寄付を受け、必要としている人や施設等（子ども食堂など）に提供する取組。本市では、NPO法人フードバンク茨城水戸支部が活動しています。

※2 子ども食堂・・・地域住民等による取組として、無料又は安価で、栄養のある食事や温かな団らんを提供する活動のこと。2018年3月20日時点で把握できている本市の子ども食堂は、「にこにこ食堂」、「310食堂」、「おひさま食堂」、「ひまわり食堂」の4か所があります。

【主な取組】

新は新規事業

項目	内容	事業主体
未利用食品の配布	・水戸市社会福祉協議会がNPO法人フードバンク茨城から未利用食品の寄付を受け、その食品を、市が委託している自立相談支援事業の相談室に訪れた方を対象に配布します。	水戸市社会福祉協議会 福祉総務課
備蓄された非常食の活用促進	・市民の方により備蓄された非常食が、賞味期限を過ぎることで食品ロスとならないよう、定期的な確認の呼びかけを行います。 ・本市では、防災訓練時に、賞味期限が迫った市の非常食を配布することで非常食への理解を深めてもらうとともに、市で備蓄している非常食が食品ロスとならないよう活用を促進します。 ・賞味期限が迫った災害用備蓄食品を活用したレシピの普及を行います。	ごみ対策課 防災・危機管理課

新 企業や大学等との連携による未利用食品寄付の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・企業や大学等との連携により、食品受け取り箱「きずなBOX」の設置場所を拡充し、未利用食品の寄付を促進します。 	ごみ対策課
-------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------

3 食材を無駄なく使いきる環境づくり

国によると、食べられる部分の厚切りによる廃棄、いわゆる過剰除去は、家庭内の食品ロスのうち 55 パーセントを占めると言われています。

しかし、過剰除去に代表される野菜の皮や茎は、工夫をしておいしく食べされることをはじめ、肥料として有効活用することもできます。

市民がもったいないを意識して食材を無駄なく使いきることができるよう、環境づくりを行い、食品ロスの発生を抑制します。

【主な取組】

新は新規事業

項目	内容	事業主体
新 使いきりレシピの普及	<ul style="list-style-type: none"> ・食品を丸ごと使いきるスキルの向上に繋げるため、野菜の皮や芯を使いきるレシピやベジプロス(※)について市ホームページ等で広く紹介します。 ・各市民センター等の講座において、食材を無駄なく使いきる調理スキルやレシピなどの内容を取り入れ、市民の実生活に根ざしていくよう普及を促進します。 	ごみ対策課 市民生活課 生涯学習課
生ごみ処理機器購入の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・生ごみとして廃棄しようとする野菜の皮や芯は、生ごみ処理機器を使用し、肥料として再利用することができます。そのため、生ごみ処理機器の購入に対して補助を行い、普及を促進します。 	ごみ対策課

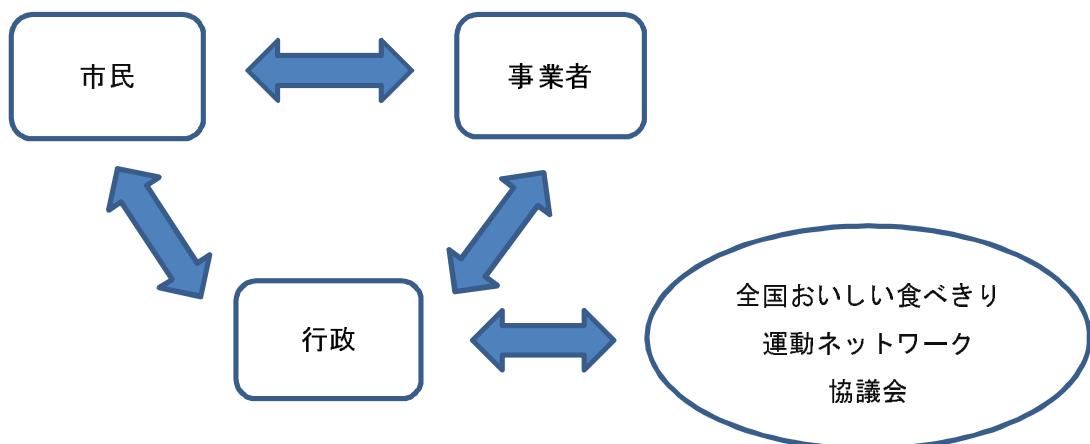
※ ベジプロス・・・ヘタや芯、皮などを煮出してつくるだし

第5章 行動指針の推進体制等

1 推進体制

行動指針の推進体制としては、本市の食品ロス削減事業の推進のために設置した府内組織である水戸市食品ロス削減連絡会議を活用し、関係部課間の合意形成及び連絡調整を図りながら、各課それぞれの立場で食品ロスの削減に関する取組を実践します。

取組に当たっては、市民や事業者と連携・協力し、積極的な食品ロス削減を推進します。



2 取組状況の進行管理

行動指針の推進に位置付けた各施策を実効的かつ継続的に推進していくため、計画 (Plan)，実行 (Do)，評価 (Check)，見直し (Action) の PDCA サイクルを基本とした進行管理を行います。

